

新潟市補装具費の支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条に規定する補装具費の支給事業について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）並びに平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知において定める補装具費支給事務取扱指針（以下「取扱指針」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補装具費の支給申請)

第2条 施行規則第65条の7に規定する補装具費の支給申請書は、補装具費（購入・修理）支給申請書（別記様式第1号）とする。

2 申請の際に必要なとなる医師の意見書等の様式は次の通りとする。

- 1 補装具購入・修理処方意見書（別記様式第2号）
- 2 車いす購入・修理処方意見書（別記様式第3号）
- 3 電動車いす社会状況調査表（別記様式第4号）
- 4 補装具費支給調査書（耳あな型補聴器）（別記様式第5号）
- 5 介護保険要支援・要介護認定者補装具申請用調査書（別記様式第6号）

(申請受付等)

第3条 市長は、法第4条第1項に規定する障害者（以下「障がい者」という。）又は法第4条第2項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）の保護者（以下「申請者等」という。）から前条の申請を受け付けた場合には、調査書（別記様式第7号）を作成するものとする。

2 市長は、取扱指針に基づき、身体障害者更生相談所等（以下「更生相談所等」という。）の判定を要せずに補装具費の支給を決定できる申請は、審査のうえ速やかに補装具費の支給を決定するものとする。また、判定が必要な補装具の場合には、補装具費の支給の要否について、更生相談所等に対し、補装具判定依頼書（送付分）－判定書（別記様式第8号）により、障がい者の場合は判定依頼、障がい児の場合は意見照会を求め、その結果により速やかに補装具費の支給を決定するものとする。

(支給の決定等)

第4条 市長は、前条により補装具費の支給を決定したときは、申請者等に対し、補装具費支給決定通知書（別記様式第9号）及び補装具費支給券（別記様式第10号：以下「支給券」という。）を交付する。

2 市長は、支給を却下することとしたときは、補装具費の支給却下通知書（別記様式第11号）により申請者等に通知するものとする。

(補装具費の支給方法)

第5条 申請者等は、補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）より補装具の引渡しを受けてから、補装具事業者へ当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用を支払い、補装具費支払請求書（償還払い）（別記様式第12号）、支給券及び領収書を添付のうえ、市長へ補装具費の請求を行わなければならない。

2 補装具費の支給方法は、前項による償還払い方式を原則とするが、市長は申請者等の利便性を考慮し、代理受領方式により補装具費を支給することができるものとする。代理受領方式の場合には、申請者等が希望する補装具業者が市長と代理受領に係る契約等に基づく合意があること及び申請者等が補装具の引渡しの際に、補装具業者に補装具費の受領について委任をしていることが条件となる。この場合において、補装具業者が市長に補装具費を請求するときは、当該申請者等が当該補装具業者に対して交付した代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（別記様式第13号）及び支給券を添付しなければならない。

3 市長は、第1項による請求があった場合には申請者等に対して、第2項による請求があった場合には補装具業者に対して、審査のうえ補装具費の支払いを行うものとする。

4 代理受領方式に係る補装具事業者登録等について必要な事項は、市長が別に定める。

(関係帳簿)

第6条 市長は、補装具費支給申請決定簿（別記様式第14号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(申請の取下げ、決定の辞退)

第7条 申請の取下げや決定の辞退をするときは、補装具費支給申請取下げ書・決定辞退届（別記様式第15号）により届け出るものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月31日までの間、法第76条第2項により算定された利用者負担額及び施行令第43条の3第1号から第3号までの利用者負担上限月額について、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。
- 3 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月31日までの間、施行令第43条の3第2号及び第3号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額について、それぞれの額の100分の70に相当する額を適用するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用し、施行令第43条の3第2号及び第3号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の70に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。
- 3 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修

正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成23年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成24年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成26年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日までの間、施行令第43条の3第1号に規定する者の利用者負担上限月額及び法第76条第2項により算定された利用者負担額については、それぞれの額の100分の80に相当する額を適用する。ただし、適用後の金額の1円未満は切り捨てるものとする。